

重点改革項目Ⅰ「安心政令市にいがた」の実現に向けた機能強化

大項目	戦略的な人材マネジメント				No.	32	
中項目	職員意欲のさらなる向上				担当課	職員課	
具体的な改革項目	勤務実績が適切に反映される給与制度の運用						
現状と課題 (これまでの取組)	昇給及び勤勉手当は、職員の勤務実績に応じた昇給区分及び成績率が定められており、勤務実績の的確な把握と適切な評価が求められている。勤務実績の給与反映を今まで以上に適切に運用するため、新たな制度運用に向けた協議を進めることを職員組合に提案している。						
改革実施概要	改革の目的、考えられる効果	・職員の勤務実績を的確に把握し、これに基づく評価を適切に行い給与に反映することで、職員の士気を高め、公務能率を更に増進して、公共サービスの向上に大きく貢献する。					
	取組の内容	・職員組合と協議しながら、制度の運用方法を策定する。 ・組合交渉を経て、勤務実績の評価及び給与への反映を実施する。					
	取組工程 (具体的な内容)	現状	平成25年度		平成26年度		最終目標／ 27年度以降
		計画	実績	計画	実績		
	・制度運用についての協議を職員組合へ提案	・運用案を策定 ・運用案を職員組合へ提案、組合交渉	・運用方法の内部検討の実施 ・運用方法について人事評価担当課と調整 ・次年度の昇給等の実施方法及び地公法の改正を踏まえた今後の取組案を作成し、職員組合へ提出	・勤務実績の評価 ・昇給及び勤勉手当へ反映	・見直し予定の人事評価制度を基礎として活用する運用方法の再検討 ・運用案を職員組合へ提案	・勤務実績の評価 ・昇給及び勤勉手当へ反映	
指標	制度運用	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	継続して実施

		(各年度10月、年度終了後に実施)		平成25年度		平成26年度	
進捗管理	取組の状況	上半期 (4～9月)	運用方法について内部検討を実施	予定通り 進捗	人事評価を基礎として活用する昇給等の運用方法の再検討	進捗に 遅れあり	
		下半期 (10～3月)	・運用方法について人事評価担当課と調整 ・次年度の昇給等の実施方法及び地公法の改正を踏まえた今後の取組案を作成し、組合へ提出	進捗に 遅れあり	運用案を職員組合へ提案	進捗に 遅れあり	

(年度終了後に実施)		平成25年度	平成26年度
年度評価	取組工程、指標に対する評価	<p>人事評価制度を活用する運用方法についての内部検討を実施した。</p> <p>なお、人事評価制度は、担当課で見直しが進められており、当該担当課との調整の結果、より効果的な昇給等の運用には、見直し後の人事評価制度を活用していくほうがよいとの結論に至り、引き続き運用方法の検討を続けることとした。</p> <p>この調整を受け、次年度における昇給等の実施方法と地公法改正を踏まえた今後の運用方法検討の取組案を作成し、それらを職員組合へ提出した。</p> <p>交渉は未実施。</p>	<p>見直しが進められる人事評価制度を踏まえ、昇給等へ反映させる運用方法を再検討。</p> <p>見直しがなされた人事評価を基礎とした昇給等の運用案を作成し、改正地方公務員法の施行に合わせ平成28年度から運用を実施したい旨を職員組合へ提案。平成27年度中の組合協議へつなげた。</p>
	課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の人事評価制度を踏まえた昇給等の運用方法の再検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合協議の実施、詳細な運用方法の作成 ・昇給等の制度運用の周知・浸透 ・運用開始後の実施状況を踏まえた制度の見直し

(平成26年度上半期終了後に実施、下半期終了後に最終確定)		総合評価	平成27年度以降	
計画期間の評価	取組工程、指標に対する評価	<p>人事委員会報告を受け、勤務実績の昇給等への反映方法について内部検討を実施。既に本市で実施され広く定着している人事評価制度を活用することが現時点で最も効率的であるため、同制度を活用する方向で検討を進めたが、人事評価制度の見直しが行われる予定であったため、人事評価制度担当課と調整を行った結果、より実効性あるものとするため、見直し後の人事評価制度を活用していくべきとの結論に至った。</p> <p>このような状況を経て、平成26年度中の人事評価制度見直し作業に合わせ、同年度中に昇給等への反映方法の再検討を実施。進捗に遅れが出たものの、実効性のある運用案を作成し、組合へ提案することができた。</p>	C	<p>評価を行う所属長に意見を聞くなど、実施状況を踏まえて必要な制度見直しを進めていく。</p>
	課題、今後の方針、改善事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・組合協議の実施、詳細な運用方法の作成 ・運用方法の周知・浸透 ・運用開始後の実施状況を踏まえた制度の見直し 		